

高齢者等世帯 除排雪・雪下ろしの費用を助成します

◆利用登録は必ず除排雪・雪下ろし作業の前に◆



利用できる方

横手市内に在住し、世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税であり、以下の①～④に該当する方のみで構成される世帯が対象です。

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 障がい者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者)
- ③ 義務教育終了前(15歳以下)の児童を養育する配偶者のいない女性
- ④ 義務教育終了前(15歳以下)の児童

ただし上記①～④に関わらず、以下の世帯は対象になりません。

対象外

×

- ・生活保護を受けている世帯
- ・親族等からの援助を受ける事ができる世帯
- ・冬期間入院や施設入所、別世帯での同居など、生活の実態がない世帯

助成の対象となる経費 ※作業の前に利用登録が必要です

令和7年11月1日(土)～令和8年3月15日(日)の期間における以下の経費

- ア： 現に居住している住宅の間口や敷地内の除排雪作業にかかる経費(区分:除排雪)
- イ： 現に居住している住宅の屋根の雪下ろし作業にかかる経費(区分:雪下ろし)
- ウ： 雪下ろしの為に必要な除排雪作業にかかる経費(区分:雪下ろし)
- エ： ア～ウにかかる除雪機械や運搬車両等の利用にかかる経費(区分:除排雪・雪下ろし)

以下の経費は対象になりません。

対象外

×

- ・住居以外の建物(店舗、物置小屋、車庫、農作業場等)にかかる経費
- ・空き家(冬期間不在となる場合を含む)にかかる経費
- ・3親等以内の親族(きょうだい、子、孫、ひ孫、甥・姪 等)による作業の経費

助成額

世帯の市民税課税状況により助成額が決まります

●除排雪作業(上記ア・エの作業)

…年間上限5万円まで、下記のAまたはBの割合を助成します(回数制限なし)。

●雪下ろし作業(上記イ・ウ・エの作業)

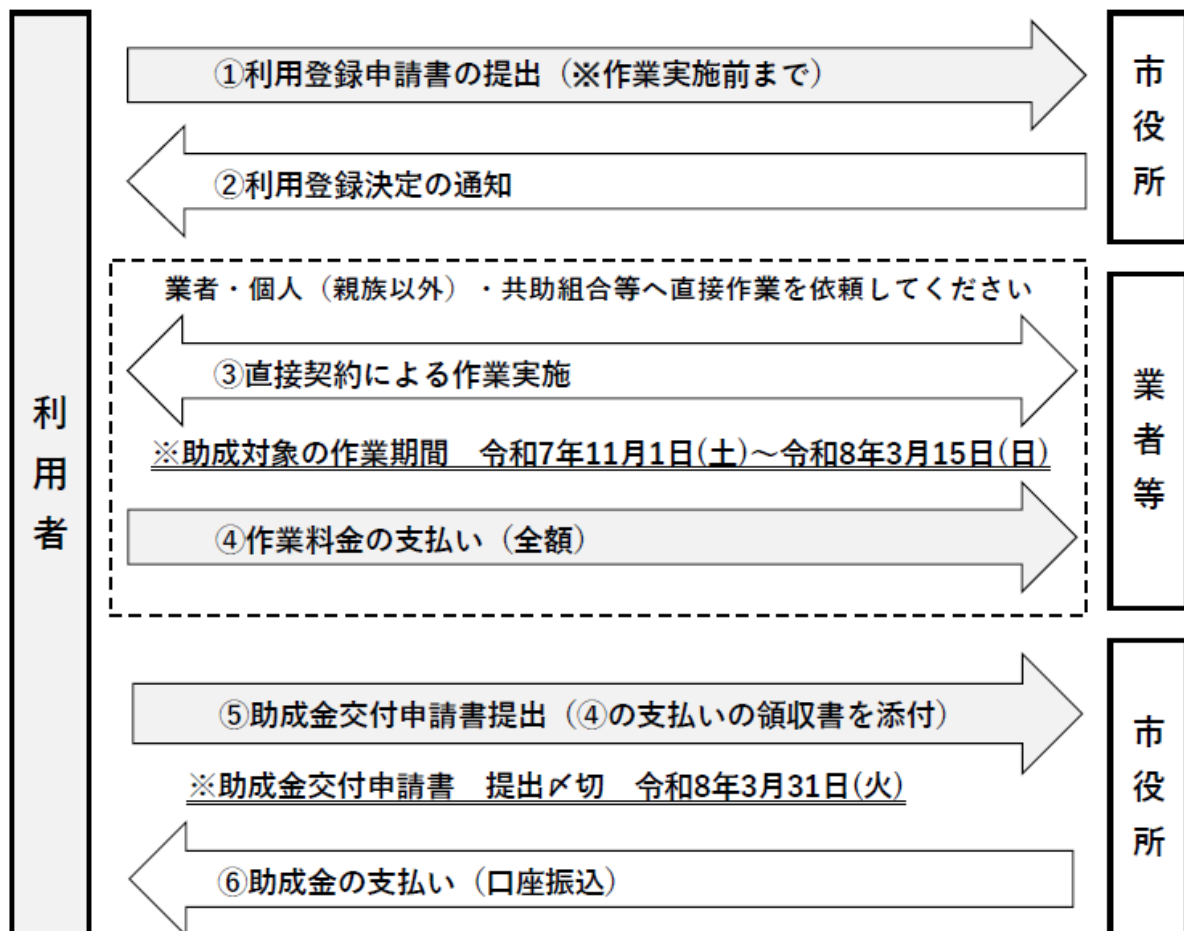
…1回の作業につき下記のAまたはBの割合を助成(上限5万円)。年間5回まで利用できます。

A： 市民税非課税世帯……………対象経費の1/3

B： 市民税均等割のみ課税世帯…対象経費の1/6

申請の流れ

作業実施の前に、利用登録が必要です(制度の対象者であることを確認するため)。



今年度から制度の内容が変わります(除排雪作業)

《昨年度からの変更点》

- ・業者の割り付けは市では行いません。自身で業者との契約をお願いします。
- ・間口以外の住宅敷地内の除雪作業も助成の対象になりました。
- ・助成の方法が昨年度とは異なります。

詳しくは下記お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

申請・問い合わせ窓口

まるごと福祉課 (市役所本庁舎4階)	〒013-8601 横手市中央町 8 番 2 号	0182-23-5881
-----------------------	-----------------------------	--------------

上記のほか、市役所本庁舎1階7番窓口または各地域局市民サービス課でも受付しています。